



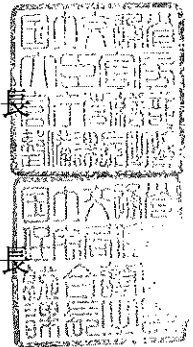
国営整第14-5号
国住備第4号
平成19年4月17日

社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長

住宅局住宅総合整備課長



建築物及び住宅の建設工事における

足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

標記につきましては、「建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」（平成16年6月7日付け国営整第43号・国住備第40号、平成17年5月11日付け国営整第15号・国住備第18号及び平成18年5月11日付け国営整第15号・国住備第35号）により配慮をお願いしたところですが、今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について建設現場における取り組みのさらなる徹底等を図るため、平成19年度に国土交通省が発注する営繕工事においては別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事においては別添2のとおり、通知し、足場からの墜落事故防止の一層の強化を図ることとしましたので、参考送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、足場からの墜落事故防止に努めていただくよう、特段の配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 稲見 03-5253-8111 内線23-463

住宅局住宅総合整備課 田中 // 内線39-343

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長

} あて

大臣官房官庁営繕部

整備課長

設備・環境課長

平成19年度における営繕工事事務事故防止重点対策の実施について

営繕工事における工事事務事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき適切な対応を行ってきたところである。近年の労働災害は減少傾向にはあるが、しかしながら依然として多くの死亡者がでており、特に建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものであることから、足場からの墜落事故防止対策として平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月 厚生労働省）」を適用してきたところである。

今般、直轄土木工事を対象に「平成19年度における工事事務事故防止のための重点対策の実施について」（平成19年3月29日付け国官技第352号）が通知されたことを踏まえ、営繕工事においても下記のとおり、平成19年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。

記

1. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月 厚生労働省）」について、的確に実施するものとする。
- ・工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行

専用足場型と同等の機能を確保するものとし、適切に費用を計上するものとする。
なお、費用の計上にあたっては「公共建築工事標準単価積算基準(平成19年度版)」
による。

2. 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事故防止の取り組み(事故ゼロ宣言等)に係る看板等の設置を推奨することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

3. 安全活動の評価等

- ・請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。(各種チェックリストの活用等)
- ・足場点検の強化に関する措置としてのチェックリストの活用に当たり、足場の組み立て完了時の点検については、当該足場の組み立て作業を完成した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨する。

4. 屋根工事等に係る安全対策

- ・屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、屋根面で安全に昇降するための足場(いわゆる「昇降設備」)や墜落防護柵の設置を適宜指導するものとする。

5. 電気設備工事の感電事故等に係る安全対策

- ・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事故防止の取り組みの中で作業手順の遵守及び高圧活線近接作業のルール遵守等、電気設備工事の安全確保の為に指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

都道府県 住宅主務部長
指定都市 住宅主務部長
独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理室長
日本勤労者住宅協会 総務部長

} 宛

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における

足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

建設業の労働災害を防止するため、足場からの墜落事故を防止することは極めて重要な課題であり、国土交通省では、直轄土木工事及び直轄営繕工事において、平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）を適用し、平成16年度からは同ガイドラインに規定する「働きやすい安心感のある足場」を設置することとしており、公共住宅の建設工事についても、平成16年5月14日付け国住備第30号等により、国土交通省の直轄工事における取り組みを参考にして足場からの墜落事故防止に努めることを要請しているところである。

平成19年度における公共住宅の建設工事については、特に下記の対策を実施すること等により、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

〔都道府県あて：また、貴管下市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。〕
〔指定都市あて：また、貴管内地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。〕

記

1. 枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するよう措置すること。
2. 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、屋根面で安全に昇降するための足場（いわゆる「昇降設備」）や墜落防護柵の設置を推進すること。

3. 足場点検の強化に関する措置としてのチェックリストの活用に当たり、足場の組み立て完了時の点検については、当該足場の組み立て作業を実施した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。
4. 工事事務防止に係る広報活動として、請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 田中、竹村

03-5253-8111 内線39-343、39-345